対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
北海道厚岸郡厚岸町	トライベツ及び別寒辺牛（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道厚岸郡浜中町	西円朱別西十六線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西十七線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十線九線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十一線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十二線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十三線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十四線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十五線（次の図面に示す部分に限る。）、西円朱別西二十六線及び西円朱別西二十七線
北海道川上郡標茶町	字上チャンベツ原野、字多和、字チャンベツ原野及び字中チャンベツ原野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
北海道野付郡別海町	泉川（次の図面に示す部分に限る。）、中西別（次の図面に示す部分に限る。）及び矢臼別（次の図面に示す部分に限る。）、西春別（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十八　陸上自衛隊朝霞訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
埼玉県新座市	無番地	青葉台一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字台（次の図面に示す部分に限る。）、大字岡、大字膝折、大字根岸（次の図面に示す部分に限る。）、大字溝沼（次の図面に示す部分に限る。）、幸町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目まで、栄町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目まで、膝折一丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
埼玉県朝霞市	大字膝折、幸町三丁目及び膝折町二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
埼玉県新座市	新塚及び新塚一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
埼玉県朝霞市		

埼玉県新座市	池田一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字片山、栄一丁目から丁目まで、道場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、新塚、新塚一丁目、畑中一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに馬場一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
東京都練馬区	大泉学園町六丁目から九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

百六十九　陸上自衛隊習志野演習場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
千葉県船橋市	習志野三丁目	田喜野井六丁目及び七丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、坪井東一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、習志野一丁目から五丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、習志野台三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び八丁目、三山五丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに薬円台二丁目（次の図面に示す部分に限る。）から四丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで
千葉県船橋市	習志野三丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
千葉県八千代市	高津（次の図面に示す部分に限る。）	
千葉県千葉市花見川区	作新台四丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
千葉県習志野市	東習志野二丁目から六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）まで、七丁目及び八丁目	